

県議選広島市中区選挙区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の広島県議会議員一般選挙において、候補者からの届出に係る選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成三十一年三月二十九日

広島県議会議員選挙広島市中区選挙区選挙長 中 村 信 介

一 候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじは、平成三十一年四月四日午後五時五十分に応広島県広島市中区国泰寺町一丁目四番二号広島市中区役所二階第一会議室で行う。

二 前項により選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじは、平成三十一年四月八日午前九時四十分に応広島市中区役所二階第一会議室で行う。

県議選広島市東区選挙区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の広島県議会議員一般選挙において、候補者からの届出に係る選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成三十一年三月二十九日

広島県議会議員選挙広島市東区選挙区選挙長 前 川 秀 雅

一 候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじは、平成三十一年四月四日午後五時五十分に応広島県広島市東区東蟹屋町九番三八号広島市東区役所三階第三会議室で行う。

二 前項により選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじは、平成三十一年四月八日午前九時四十分に応広島市東区役所三階第三会議室で行う。

県議選広島市南区選挙区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の広島県議会議員一般選挙において、候補者からの届出に係る選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成三十一年三月二十九日

広島県議会議員選挙広島市南区選挙区選挙長 大 原 貞 夫

一 候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじは、平成三十一年四月四日午後五時五十分に応広島県広島市南区皆実町一丁目五番四四号広島市南区役所三階第三一会議室で行う。

二 前項により選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者

の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじは、平成三十一年四月八日午前九時四十分には広島市南区役所三階三―一会議室で行う。

県議選広島市西区選挙区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の広島県議会議員一般選挙において、候補者からの届出に係る選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成三十一年三月二十九日

広島県議会議員選挙広島市西区選挙区選挙長 船 木 孝 和

一 候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじは、平成三十一年四月四日午後五時五十分には広島県広島市西区福島町二丁目二番一号広島市西区役所四階研修室で行う。

二 前項により選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじは、平成三十一年四月八日午前九時三十分には広島市西区役所四階研修室で行う。

県議選広島市安佐南区選挙区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の広島県議会議員一般選挙において、候補者からの届出に係る選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成三十一年三月二十九日

広島県議会議員選挙広島市安佐南区選挙区選挙長 渡 部 邦 昭

一 候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじは、平成三十一年四月四日午後五時五十分には広島県広島市安佐南区古市一丁目三三番一四号広島市安佐南区役所四階講堂で行う。

二 前項により選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじは、平成三十一年四月八日午前九時三十分には広島市安佐南区役所四階講堂で行う。

県議選広島市安佐北区選挙区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の広島県議会議員一般選挙において、候補者からの届出に係る選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成三十一年三月二十九日

広島県議会議員選挙広島市安佐北区選挙区選挙長 大 本 和 則

一 候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじは、平成三十一年

年四月四日午後五時五十分に広島県広島市安佐北区可部四丁目一三番一三号広島市安佐北区役所四階講堂で行う。

- 二 前項により選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじは、平成三十一年四月八日午前九時四十分に広島市安佐北区役所二階区長応接室で行う。

県議選広島市安芸区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の広島県議会議員一般選挙において、候補者からの届出に係る選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成三十一年三月二十九日

広島県議会議員選挙広島市安芸区選挙長 荒 井 秀 則

- 一 候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじは、平成三十一年四月四日午後五時五十分に広島県広島市安芸区船越南三丁目四番三六号広島市安芸区役所三階第二会議室で行う。
- 二 前項により選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじは、平成三十一年四月八日午前九時四十分に広島市安芸区役所三階第一会議室で行う。

県議選広島市佐伯区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の広島県議会議員一般選挙において、候補者からの届出に係る選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成三十一年三月二十九日

広島県議会議員選挙広島市佐伯区選挙長 久 笠 信 雄

- 一 候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじは、平成三十一年四月四日午後五時五十分に広島県広島市佐伯区海老園二丁目五番二八号広島市佐伯区役所三階応接会議室で行う。
- 二 前項により選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじは、平成三十一年四月八日午前九時四十分に広島市佐伯区役所三階応接会議室で行う。

県議選呉市選挙区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の広島県議会議員一般選挙において、候補者からの届出に係る選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成三十一年三月二十九日

広島県議会議員選挙呉市選挙区選挙長 藤 本 義 矩

一 候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじは、平成三十一年四月四日午後五時三十分に応じ、広島県呉市中央五丁目二番二一〇号呉市選挙管理委員会事務局で行う。

二 前項により選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじは、平成三十一年四月八日午後一時三十分に応じ、呉市福祉会館四階会議室で行う。

県議選竹原市豊田郡選挙区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の広島県議会議員一般選挙において、候補者からの届出に係る選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成三十一年三月二十九日

広島県議会議員選挙竹原市豊田郡選挙区選挙長 木 村 哲 之

一 候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじは、平成三十一年四月四日午後五時三十分に応じ、広島県竹原市中央五丁目一番三五号竹原市役所三階大会議室で行う。

二 前項により選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじは、平成三十一年四月八日午前九時に竹原市役所三階第一及び第二委員会室で行う。

県議選三原市世羅郡選挙区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の広島県議会議員一般選挙において、候補者からの届出に係る選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成三十一年三月二十九日

広島県議会議員選挙三原市世羅郡選挙区選挙長 中 本 英 昭

一 候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじは、平成三十一年四月四日午後五時三十分に応じ、広島県三原市港町三丁目五番一〇号三原市役所五階三原市選挙管理委員会事務局で行う。

二 前項により選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじは、平成三十一年四月八日午前十時に広島県三原市館町二丁目五番二二〇号三原市役所議会仮庁舎二階委員会室で行う。

県議選尾道市選挙区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の広島県議会議員一般選挙において、候補者からの届出に係る選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成三十一年三月二十九日

広島県議会議員選挙尾道市選挙区選挙長 神 原 富士雄

一 候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじは、平成三十一年四月四日午後五時三十分に広島県尾道市久保一丁目一五番一号尾道市役所三階尾道市選挙管理委員会事務局で行う。

二 前項により選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじは、平成三十一年四月八日午前九時三十分に尾道市役所三階尾道市選挙管理委員会事務局で行う。

県議選福山市選挙区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の広島県議会議員一般選挙において、候補者からの届出に係る選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成三十一年三月二十九日

広島県議会議員選挙福山市選挙区選挙長 中 島 智 治

一 候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじは、平成三十一年四月四日午後五時十五分に広島県福山市東桜町三番五号福山市役所十二階福山市選挙管理委員会事務局で行う。

二 前項により選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじは、平成三十一年四月八日午前九時に福山市役所十二階監査事務局外部監査室で行う。

県議選府中市神石郡選挙区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の広島県議会議員一般選挙において、候補者からの届出に係る選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成三十一年三月二十九日

広島県議会議員選挙府中市神石郡選挙区選挙長 栗 根 誠 司

一 候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじは、平成三十一年四月四日午後五時に広島県府中市府川町三一五番地府中市役所二階第一応接室で行う。

二 前項により選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじは、平成三十一年四月八日午前九時に府中市役所二階第一応接室で行う。

県議選三次市選挙区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の広島県議会議員一般選挙において、候補者からの届出に係る選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成三十一年三月二十九日

広島県議会議員選挙三次市選挙区選挙長 向 井 敏 洋

一 候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじは、平成三十一年四月五日午後三時に広島県三次市十日市中二丁目八番一号三次市役所東館三階三次市選挙管理委員会事務局で行う。

二 前項により選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじは、平成三十一年四月八日午前九時三十分に三次市役所本館六階六〇一会議室で行う。

県議選庄原市選挙区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の広島県議会議員一般選挙において、候補者からの届出に係る選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成三十一年三月二十九日

広島県議会議員選挙庄原市選挙区選挙長 加 藤 孝

一 候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじは、平成三十一年四月五日午前十時に広島県庄原市中本町一丁目一〇番一号庄原市役所五階第三委員会室で行う。

二 前項により選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじは、平成三十一年四月八日午前九時に庄原市役所五階第一委員会室で行う。

県議選大竹市選挙区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の広島県議会議員一般選挙において、候補者からの届出に係る選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成三十一年三月二十九日

広島県議会議員選挙大竹市選挙区選挙長 吉 岡 和 範

一 候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじは、平成三十一年四月四日午後五時に広島県大竹市小方一丁目一番一号大竹市役所四階第二会議室で行う。

二 前項により選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじは、平成三十一年四月八日午前十時に大竹市役所三階大会議室で行う。

県議選東広島市選挙区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の広島県議会議員一般選挙において、候補者からの届出に係る選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成三十一年三月二十九日

広島県議会議員選挙東広島市選挙区選挙長 宗 田 雅 彦

一 候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじは、平成三十一年四月四日午後五時十五分に広島県東広島市西条栄町八番二九号東広島市役所北館二階二〇一会議室で行う。

二 前項により選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじは、平成三十一年四月八日午前九時三十分に東広島市役所北館二階二〇一会議室で行う。

県議選廿日市市選挙区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の広島県議会議員一般選挙において、候補者からの届出に係る選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成三十一年三月二十九日

広島県議会議員選挙廿日市市選挙区選挙長 中 野 博 史

一 候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじは、平成三十一年四月四日午後五時十五分に広島県廿日市市下平良一丁目一番一号廿日市市役所本庁舎二階二〇一会議室で行う。

二 前項により選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじは、平成三十一年四月八日午前九時に廿日市市役所本庁舎二階二〇一会議室で行う。

県議選安芸高田市選挙区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の広島県議会議員一般選挙において、候補者からの届出に係る選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成三十一年三月二十九日

広島県議会議員選挙安芸高田市選挙区選挙長 谷 林 紀 子

一 候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき及び同一の政党そ

他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじは、平成三十一年四月四日午後六時に広島県安芸高田市吉田町吉田七九一番地安芸高田市役所第二庁舎二階二二一会議室で行う。

- 二 前項により選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじは、平成三十一年四月八日午前八時五十分に安芸高田市役所第一庁舎一階二二一会議室で行う。

県議選江田島市選挙区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の広島県議会議員一般選挙において、候補者からの届出に係る選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成三十一年三月二十九日

広島県議会議員選挙江田島市選挙区選挙長 仁 城 靖 雄

- 一 候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじは、平成三十一年四月五日午後五時三十分に応広島県江田島市大柿町大原五〇五番地江田島市役所三階江田島市選挙管理委員会事務局執務室で行う。

- 二 前項により選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじは、平成三十一年四月八日午前八時三十分に江田島市役所四階四〇一、四〇二及び四〇三会議室で行う。

県議選安芸郡選挙区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の広島県議会議員一般選挙において、候補者からの届出に係る選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成三十一年三月二十九日

広島県議会議員選挙安芸郡選挙区選挙長 江 田 幾 代

- 一 候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじは、平成三十一年四月五日午前八時四十分に広島県安芸郡海田町上市一四番一八号海田町役場三階会議室で行う。

- 二 前項により選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじは、平成三十一年四月八日午前八時四十分に海田町役場三階委員会室で行う。

県議選山県郡選挙区選挙長告示第二号

平成三十一年四月七日執行の広島県議会議員一般選挙において、候補者からの届出に係る選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成三十一年三月二十九日

広島県議会議員選挙山県郡選挙区選挙長 川 内 信 忠

一 候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじは、平成三十一年四月四日午後五時三十分に広島県山県郡北広島町有田一二三四番地北広島町役場二階二〇一会議室で行う。

二 前項により選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじは、平成三十一年四月八日午前九時三十分に北広島町役場四階委員会室で行う。